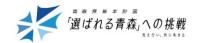
まち育て人・景観人通信 浸 はれる青森への挑戦



青森県都市計画課

2020年3月 第8号発行

本号の内容

- 1. 青森県の今年度の取組み
 - ①景観フォーラム
 - ②あおもり屋外広告タウンミーティング
 - ③環境色彩セミナー
 - 4都市計画研修
- 2. 縄文遺跡群周辺景観形成事業について
 - ①事業内容
 - ②緩衝地帯の景観形成モデルの策定
 - ③ふるさと眺望点の追加指定
 - ④屋外広告物条例の規定による許可地域の追加指定
- 3. あおもり景観・観光まちづくり推進事業について
 - ①事業内容と今年度の取組み

1. 青森県の今年度の取組み

① 景観フォーラム

県では、県民の景観形成に対する関心と行動への意欲を高めることを目的として、平成 1 9 年度から景観フォー ラムを開催しています。今年度は、令和元年6月5日(水)に青森市男女共同参画プラザ AV 多機能ホールにて 開催しました。

はじめに、「第11回ふるさとあおもり景観賞」の表彰式が行われ、まちなみ部門、土木施設部門、公共建築物 部門、地域づくり活動部門で県内の良好な景観づくりに貢献していると認められる4作品が表彰されました。

次に、芝浦工業大学教授の鈴木俊治様より、「街並み景観づくりとマネジメント」について、株式会社キャッセン大 船渡取締役の臂徹様より「ゼロからの景観形成ーキャッセン大船渡の取り組みー」について基調講演をして頂きまし た。

続いて、パネリストとして鈴木俊治様、臂徹様、コーディネーターとして弘前大学大学院地域社会研究科長の北 原啓司様をお招きし、「景観をマネジメントする!?」をテーマにパネルディスカッションを行いました。



第11回ふるさとあおもり景観賞 表彰式

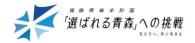


公共建築物部門 最優秀賞 「八戸まちなか広場「マチニワ」 (八戸市)」



パネルディスカッション 「景観をマネジメントする!?」

まち育て人・景観人通信 🥦 環境れる青森への機戦



② あおもり屋外広告タウンミーティング

県では、県・市町村職員の屋外広告物担当者と屋外広告業者が連携して、屋外広告物に関しての意識・情報 の共有を図り、より良好な景観づくりを推進していくために平成26年度から「あおもり屋外広告タウンミーティング」を 開催しています。

今年度は、令和元年10月4日(金)に青森県屋外広告美術業協同組合の主催(共催:青森県、八戸市 後援:国土交通省)で、八戸市において開催しました。

タウンミーティングには、県・市町村職員の屋外広告物行政担当者、屋外広告業者、八戸工業大学の学生など 3 1 名が集まり、市内のまち歩きやワークショップを行いました。

ワークショップでは、まち歩きで見た屋外広告物を行政、屋外広告業者、学生それぞれの視点から、良好な屋外広 告物や中心市街地に相応しい景観とは何かなどについて意見を出し合って情報を共有し合いました。

『青森らしい美しい広告景観』を進めていくための意見交換が行われ、「多方面からの取り組みの必要性」や「街並 みとしての統一感」などについて意見があげられました。



③ 環境色彩セミナー

県では、良好な景観を形成するにあたって重要な要素となる「色彩」について、専門知識の習得を図るため、「環境 色彩セミナー」を県・市町村職員及び民間建築・建設業者、屋外広告業者を対象に平成15年度から開催してい ます。今年度は、令和元年10月15日(火)~16日(水)に開催し、のべ25名が受講しました。

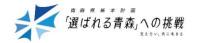
日本で唯一の色彩に関する総合的な研究機関である一般財団法人日本色彩研究所常務理事の赤木重文様 を講師に迎え、建物等の色彩の計画決定までの基本的な流れを学ぶ研修を行いました。

今年度は、1 日目に演習を含んだ講義を行い、2 日目にまちあるきで見つけた建設物等をシミュレーションの題材と して、実際に建設物等の色彩設計の案を検討・作成し、グループ毎に色彩計画のプレゼン発表を行いました。

演習によって実際に体験したことで理解が深まったという意見や、まちあるき及びワークショップにより景観を文章化し て共有するトレーニングになったという意見を頂きました。



まち育て人・景観人通信 愛ばれる青森」への機戦



4 都市計画研修

県では、県・市町村職員を対象とした、都市計画の実務に必要な知識等を習得するため、日常の業務を円滑に 執行できるように、毎年、都市計画研修を開催しています。

今年度は、令和元年11月19日(火)~20日(水)に開催し、17名が受講しました。

初日の研修では、まず前半に、都市計画課の職員による都市計画に関する基礎知識の習得を目的とした講義を 行い、後半は岡山県真庭市総合政策部総合政策課未来社市(SDGs)推進室長の有富基高様をお招きし、 『真庭市における SDG s の取り組み~SDG s 未来社市真庭「子供たちの未来のために」~』をテーマにご講演頂き ました。また、「60年後の都市」をテーマにグループワークを行い、都市の将来像を描きました。

2 日目の研修では、はじめの 1 時間程度で都市計画課の職員による講義を行いました。その後は初日に行ったグ ループワークの続きを行い、初日に描いた都市の将来像をもとに都市構造図を作成し、グループごとに発表を行いまし た。







講演の様子

グループワークの様子

発表の様子

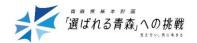
第13回ふるさとあおもり景観賞

ふるさとあおもり景観賞は、県内の良好な景観づくりに貢献している、まちなみ、建築 物、屋外広告物及び地域づくり活動等を表彰することにより、ふるさと青森の個性を生か した魅力ある景観形成に対する県民意識を高め、本県の美しい景観づくりに寄与すること を目的に実施するものです。

令和2年度は第13回を迎え、**令和2年6月1日(月)~令和3年1月31日(日)** の期間で募集予定です。

皆さまにおかれましても、好きな景観、気になる景観などございましたら、ご応募して みてはいかがでしょうか。詳細につきましては、後日募集チラシを送付させて頂きます。 また、過去の受賞作品などは、都市計画課ホームページにてご確認頂けますので、ご覧 頂ければ幸いに思います。

まち育て人・景観人通信 浸 はれる青森への挑戦



2. 縄文遺跡群周辺景観形成について

① 事業内容

〇青森県の現状と課題

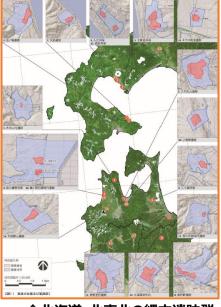
青森県は、北海道、岩手県及び秋田県並びに関係自治体と連携・協力して「北海道・北東北の縄文遺跡群 | の世界遺産登録を目指し取組を進めており、平成30年7月に世界文化遺産国内推薦候補に選定されました。

世界遺産条約では、「資産を適切に保全するために必要な場合は、適切 に緩衝地帯(バッファゾーン)を設定すること。」及び「緩衝地帯には、重要 な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含ま れるべきである。」とされていることから、同年8月には国から世界文化遺産登 録に向けて縄文遺跡群の緩衝地帯に景観計画による景観規制を実施する よう指摘を受けており、世界文化遺産登録には早急に景観規制することが 必要となっています。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は4道県で計17の資産から構成され ており、県内では青森市、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町が 構成資産を持っていますが、弘前市以外では現在、緩衝地帯の景観計画・ 規制がない状況となっています。

既存の人工構造物をすべて排除することはできないという現状において、 ICOMOS の審査をクリアできるような、統一された具体的な景観規制の設 定が課題となります。

なお、平成30年度は「百舌鳥・古市古墳群」が選ばれ、「北海道・北東 北の縄文遺跡群」は令和元年度に改めて候補に選定されています。



↑北海道・北東北の縄文遺跡群 構成資産位置図

〇今年度の主な取組み

世界文化遺産登録にむけた景観規制は、縄文遺跡群全体としての統一的な考え方を基に、各地域の状況を踏 まえながら、世界文化遺産登録の基準を満たす景観基準を検討します。

緩衝地帯の景観形成モデルの策定

〇具体的事例に基づく緩衝地帯の景観規制方策の検証

緩衝地帯における建築物・丁作物の高さ規制、建築意匠や色彩など現地調査を踏まえたうえで、景観指標を基 に規制方策を検証し、景観形成モデルを策定しました。

〇世界文化遺産登録と現実的な規制を両立させるため、有識者からの意見聴取と景観規制方策の検証

▶ 緩衝地帯の範囲設定、規制内容について、ICOMOS の審査を通す視点から、前審査委員など有識者への意見 聴取を行い、景観規制方策について検証しました。

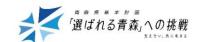
2 景観計画・景観条例による規制の実現

〇景観計画の策定

・モデル事例を基に緩衝地帯及び市街地も含めた市町での景観計画策定を支援しました。

景観計画に基づき、市町において景観条例を制定し、緩衝地帯を含めた規制を実施することで良好な景観形成 を実現する支援をしました。

まち育て人・景観人通信 浸 はれる青森への挑戦



② 緩衝地帯の景観形成モデルの策定

〇緩衝地帯とは・・・

資産の顕著な普遍的価値(※1)を持続的に保護するため、構成資産ごと に必要不可欠な範囲を設定するものであり、以下の点を保全の基本的な考え 方としています。

- 1) 顕著な普遍的価値を構成する要素と密接な関係にある構成資産周辺 の地理的・自然的環境を保全します。
- 2) 構成資産の内外の視点場(※2) からみた眺望を保全します。
- 3) 構成資産と調和した景観形成を図ります。
- ※1 国を越えた人類全体に共通した重要性をもつ文化的価値のこと。 (例:竪穴建物や環状列石などの遺構)
- ※ 2 資産ごとに設定されている資産内外から遺構などを視認する地点のこと。



↑参考:大平山元遺跡(外ヶ浜町) の緩衝地帯

目的:緩衝地帯を景観計画区域の重点地区として、景観法・景観条例によって規制すること。

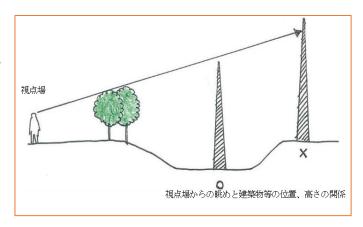
県では、構成資産をもっている市町のうち、つがる市、外ヶ浜町、七戸町を対象として、重点地区の景観保全・形 成に関する調査検討を行い、次のように景観形成モデル案を策定しました(一部抜粋)。

これらの景観形成モデル案を基に、市町の景観計画策定支援を行いました。

〇高さの規制イメージ

高さの規制に関しては、視点場からの眺望(視点場 から特定の方向への眺め)を阻害しない高さとすることと しています。

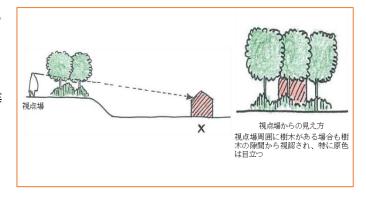
なお、やむを得ず、視点場から視認される場合は、周 辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要 な措置を行うよう、特別時への配慮も検討しています。



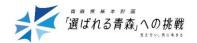
○色彩の規制イメージ

色彩の規制に関しては、屋根及び外壁等は、原則純 色(彩度の高い色彩)は用いず、周辺景観と調和し た色彩とするよう努めることとしています。

なお、視点場から視認される場合は、周辺景観と調 和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等 の 4/5 以上の面積に推奨色(各市町で定める予 定) を用いるよう努めることとしており、外壁の 1/5 未 満の面積についても、純色を用いることはできないという 規制内容で検討しています。



まち育て人・景観人通信 🥦 環ばれる青森への機戦



③ ふるさと眺望点の追加指定

〇ふるさと眺望点とは・・・

青森県景観条例第21条第1項において、「知事は、県土の優れた景観を眺望できる地点をふるさと眺望点と して指定することができる。と定められており、県ではこれに基づき、平成11年3月に地元市町村からの推薦を受 けて、当時の各市町村1カ所ずつ、合計67カ所をふるさと眺望点として指定しています。

また、青森県景観計画において、「大規模行為の行為地の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の 地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。としてお り、この「主要な視点場」がふるさと眺望点を含むことから、ふるさと眺望点は県景観計画によって規制されています。

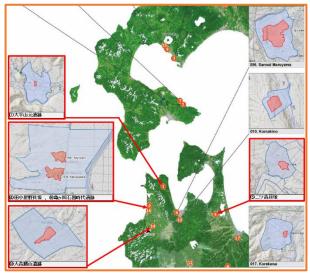
〇ふるさと眺望点の追加指定

この度、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産であ る大森勝山遺跡(弘前市)の景観保全について、視点場か らの視認範囲に鯵ヶ沢町が含まれており、弘前市では全区域 を規制できないという相談がありました。県ではこのような事例 について、ふるさと眺望点へ指定することで対応することを検討 し、市町から要請があった資産をふるさと眺望点へ追加指定し ました。

なお、次の地点をふるさと眺望点へ追加指定しています。

- (1) 弘前市「大森勝山遺跡」 (弘前市大字大森勝山)
- (2) つがる市「亀ヶ岡石器時代遺跡」 (つがる市木造館岡沢根)
- (3) つがる市「田小屋野貝塚」 (つがる市木造館岡田小屋野)
- (4) 外ヶ浜町「大平山元遺跡」 (東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元)
- (5) 七戸町「二ツ森貝塚」 (上北郡七戸町貝塚家/前)

上記の内容は、令和2年1月27日付け県報第百十二号 にて告示されました。

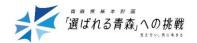


↑追加指定の位置図



↑弘前市「大森勝山遺跡」

まち育て人・景観人通信 🥦 環境れる青森への機戦



④ 屋外広告物条例の規定による許可地域の追加指定

県では、良好な景観を形成していくうえで屋外広告物等の規制を行っており、青森県屋外広告物条例第6条第 2号及び第3号に規定する地域を許可地域(広告物を表示・設置するために原則として許可が必要な地域)と しています。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に 向けた景観保全・形成の取り組みには屋外広告物の規制も 必要となりますが、構成資産の中で二ツ森貝塚(七戸町) の緩衝地帯が禁止地域及び許可地域のどちらにも指定され ておらず、資産の適切な保全ができない状態にあります。この ことから、七戸町より資産南側に位置する町道昭和・二ツ森 線の全区間(実延長:2,988.5m)を許可地域に指定し てほしい旨の依頼が提出され、令和2年2月開催の第27 回青森県景観形成審議会に諮問したところ、「異議なし」と の答申を頂いています。



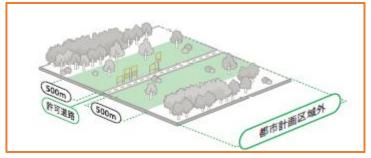
↑町道昭和・二ツ森線概要

なお、今回指定する予定の地域は、自然景観型 許可地域となります。

【自然景観型許可地域】

許可地域のなかでも、自然景観に配慮するため に定められた地域です。

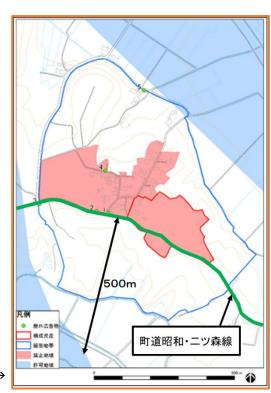
規制範囲は、都市計画区域外の許可道路(鉄 道) の路肩端又は路盤端から両側500m以内 の区域です。



↑自然景観型許可地域の凡例

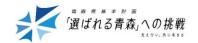
〇二ツ森貝塚周辺の屋外広告物規制状況

- ・史跡の範囲(右図:赤塗部分)は文化財保護法により、禁止 地域に指定されています。
- ▶ 周辺には国道394号及び青い森鉄道が通っており、そこから 500mの範囲は許可地域(右図: 青塗部分)に指定されて います。
- ・右図の白い部分は現在規制が成されていない部分ですが、町道昭 和・二ツ森線(右図:緑実線)を許可道路に指定することで、道 路から両側500mの範囲が許可地域となり、緩衝地帯(右 図:青実線範囲内)内を規制することができます。



ニツ森貝塚周辺の規制状況→

まち育て人・景観人通信 🥦 環境れる青森への機戦



3. あおもり景観・観光まちづくり推進事業について

① 事業内容と今年度の取組み

〇青森県の現状と課題

本事業における背景は H29, H30で実施した「あおもり景観資産向 上事業」と同様に、県内観光地で空き家・空き地が増加して景観が悪化し ていることがあり、H30 までの成果として、景観ガイドライン等により景観の規 制誘導を図るとともに、国や十和田市、地元住民と連携して廃屋を利活用 するなど、景観・観光まちづくりへの芽を見出すことができました。

本事業はR1,R2の2ヶ年計画となっており、「住んでよし、訪れてよし」 の観光地域づくりの実現や、景観に配慮した空き家・空き地の再生を実現 する持続可能な仕組みの確立を課題としています。



↑ 景観規制と景観まちづくり組織による 再生事例 (三重県伊勢市)

〇事業内容

本事業では、県内有数の観光地である十和田市休屋地区において、景観やまちづくりの手法を導入して、持続可 能な観光地再生モデルを創出するものです。

持続可能な観光地域づくりの創出【環境省・十和田市連携】

空き家·空き地を活用した景観実証と利活用方策の策定(R1, R2)

→ 景観ガイドラインに基づいて空き家等を活用した景観実証を行うとともに、行政(環境省・県・市)と民間、地域 住民と連携して空き家・空き地活用プロジェクトの計画策定を行います。

観光地の良好な景観形成を実現し、持続可能な観光まちづくりを実現する方針の策定(R1)

・良好な景観形成と観光地域づくりを実現させる持続可能な仕組みを作るため、まちづくりの手法であるエリアマネジ メントについて財源方策も含めた実現方針を策定します。

県内全体へ波及させる取組

景観・観光まちづくりフォーラムの開催

→ 景観・観光からまちづくりを実現する取組を県内市町村へ普及・展開することを目的として、市町村職員や観光関 係者などを対象としたフォーラムを開催します。

〇今年度の主な取組み

- ▶ 国、県、市、DMO(観光地域づくり推進法人)、地域住民による勉強会
- ・将来計画を踏まえたエコロードフェスタでの交通実証(一方通行の実施により、歩行者の安全性が向上)
- ・空き地・空き家を活用した社会実証(とわだこマルシェ)
- ・既存空き店舗を利用した景観実証(令和元年6月にワーキングスペース兼ゲストハウスの「yamaju」オープン)



勉強会の様子

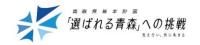


交通実証の様子



とわだこマルシェの様子

まち育て人・景観人通信





↑エコロードフェスタ案内





↑とわだこマルシェ案内

←交通規制の実施

【編集後記)

青森県では、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録へ向けた取組みを行っておりま す。良好な景観を形成するための規制等は、構成資産の保全のためにも重要な要素の1つであり、県の 他部局や関係市町、他県などと協力して景観形成モデル案を策定しました。

市町の景観条例及び景観計画で規制できない範囲については、「ふるさと眺望点」へ指定することにより 県の景観条例による規制範囲とし、現状で屋外広告物の規制が成されていない二ツ森貝塚(七戸町) については、県の屋外広告物条例に基づく許可地域へ指定することにより一定の規制が成されました。

また、十和田市休屋地区においては、昨年度までの成果から、持続可能な観光まちづくりを実現するた めの方策の策定を進めています。来年度も国や十和田市、DMO 及び地域住民と協力し、良好な景観づ くりと観光地域づくりのための持続可能な仕組みづくりを進めて参ります。

今後とも、青森県の都市計画・景観・屋外広告物行政の推進につきまして、ご理解・ご協力の程よろしく お願い致します。

最後に、皆さまの今後のご活躍を祈念しております。

発行:青森県 県土整備部 都市計画課 都市計画・景観グループ

住所:〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

電話:017-734-9681(直通) FAX:017-734-8196

青森県庁ホームページアドレス: http://www.pref.aomori.lg.jp/